## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年6月4日

【届出者の氏名又は名称】 塩野義製薬株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号

【電話番号】 06(6202)2161

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション部長 京川吉正

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 塩野義製薬株式会社

(大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、塩野義製薬株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、鳥居薬品株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注5) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参考書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準又は国際会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その役員の全部又は一部が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注6) 公開買付者、対象者及び日本たばこ産業株式会社の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは、市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った財務アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

- (注7) 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月8日付で提出した公開買付届出書(2025年5月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、対象者が2025年6月4日付で「東レ株式会社が2025年5月27日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ<sup>®</sup>」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」を公表したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

- 第5 対象者の状況
  - 6 その他
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】 訂正箇所には下線を付しております。

## 第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

(1) 「2025年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」

< 後略 >

(2) 「2025年12月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」

<後略>

(訂正後)

(1) 「2025年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」

<後略>

(2) 「2025年12月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」

<後略>

(3) 「東レ株式会社が2025年 5 月27日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ<sup>®</sup>」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」

対象者は、2025年6月4日付で「東レ株式会社が2025年5月27日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ<sup>®</sup>」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」(以下「本件」といいます。)を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者が同日付で公表した「(訂正)「塩野義製薬株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」によれば、当該特許権侵害訴訟の判決が確定していない現時点では対象者の収益計上時期及び収益計上額は引き続き不明であること、対象者は公開買付者による各種デュー・ディリジェンスを受け、当該特許権侵害訴訟のその時点の状況や対象者及び東レ株式会社間の合意の概要を公開買付者に伝達した上で、公開買付者と本公開買付けに係る交渉をしていること、並びに本件によって上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本公開買付価格への評価が変わるものではないことから、本公開買付けに関する意見の内容に変更はないとのことです。